

生産行程管理業務規程

平成28年 3月 1日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒) 925-0154

石川県羽咋郡志賀町末吉新保向1番地 (イシカワケンハクイグンシカマチス
エヨシシンボムカイイチバンチ)

名称 (フリガナ) : 志賀農業協同組合 (シカノウギョウキョウドウクミアイ)

代表者 (管理人) の氏名 : 代表理事組合長 新谷 克己 (アラヤ カツミ)

ウェブサイトのアドレス : <http://www.ja-shika.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第18類 果実加工品類

区分に属する農林水産物等 : 干柿

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : 能登志賀ころ柿 (ノトシカコロガキ)、NOTO-SHIKA KOROGAKI

4 明細書の変更

- ・志賀農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 原料柿の確認

- ・志賀農業協同組合は、生産者に対し、ほ場の場所、栽培柿の品種等を記載した栽培履歴を収穫後に提出させ、その記載内容を確認することで、原料柿生産の方法が遵守されているか否かを判断する。
- ・志賀農業協同組合は、生産者に対し、栽培履歴の書類を基に聞き取り調査を実施し、原料柿生産の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、原料柿生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合は、志賀農業協同組合は、必要に応じて現地調査を実施するとともに適正な指導を行う。

(2) ころ柿加工方法 (前処理 (追熟)、加工方法及び仕上げ) の確認

- ・志賀農業協同組合は、生産者に対し、ころ柿加工作業内容を記載した生産作業記録を出荷時に提出させ、その内容を確認することで、ころ柿加工方法が遵守されているか否かを判断する。また、志賀農業協同組合は、11月から12月の間に1回、生産者に対し、能登志賀ころ柿製造検査チーム (志賀農業協同組合の営農指導員および生産者部会役員等で構成) による、現地

検査を実施し、ころ柿加工方法を遵守しているか確認する。検査チームは、検査結果を志賀農業協同組合に報告する。

- ・志賀農業協同組合は、上記の検査の結果、ころ柿加工方法の遵守が確認された生産者に対して、能登志賀ころ柿製造検査証明書（生産者氏名、製造工程、衛生管理状況等を記載）を発行する。なお、ころ柿加工方法が遵守されていないことが疑われる場合は、志賀農業協同組合は、臨時に現地検査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

- ・「能登志賀ころ柿」の格付は、志賀農業協同組合又は生産者部会が運営・管理する集出荷施設において行うこととし、この際に、(1)及び(2)の記録類を確認するとともに、志賀農業協同組合が指名する検査員が製品を検査することで、出荷規格を遵守しているか否かを点検し、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 原料柿生産方法について

- ・志賀農業協同組合は、原料柿生産方法（産地及び品種）に従った原料柿生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。
- ・警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合は、志賀農業協同組合は当該生産者について、能登志賀ころ柿の共販出荷を一定期間停止させることができるものとする。

(2) ころ柿加工方法について

- ・志賀農業協同組合は、ころ柿生産方法（前処理（追熟）、加工方法及び仕上げ）に従ったころ柿生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。
- ・警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合は、志賀農業協同組合は当該生産者について、能登志賀ころ柿の共販出荷を一定期間停止させることができるものとする。

(3) 出荷規格について

- ・志賀農業協同組合は、出荷規格を満たさない干柿については、地理的表示である「能登志賀ころ柿」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 志賀農業協同組合は、前記5(3)の確認の際に、原料柿生産、ころ柿加工方法の各基準を満たしている干柿についてのみ、地理的表示である「能登志賀ころ柿」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「能登志賀ころ柿」及び登録標章を使用している者、及びこれらの使用がされている物（例えば、出荷箱等）についても確認する。

- (2) 志賀農業協同組合は、前記7(1)の確認の際に、以下の干柿があるか否かを確認する。

- ① 原料柿生産及びころ柿加工方法の各基準のいずれかを満たしていない干柿であるにもかかわらず、地理的表示である「能登志賀ころ柿」及び登録標章が使用されている干柿

- ② 地理的表示である「能登志賀ころ柿」のみが使用されている干柿
- ③ 登録標章のみが使用されている干柿

8 地理的表示等の使用の指導

志賀農業協同組合は、前記7（1）の確認の際に、以下に該当する場合は、生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、志賀農業協同組合は、当該生産者を除名することができる。

- ① 原料柿生産、ころ柿加工方法の各基準のいずれかを満たしていない干柿であるにもかかわらず、地理的表示である「能登志賀ころ柿」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「能登志賀ころ柿」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合

9 実績報告書の作成等

・志賀農業協同組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ・志賀農業協同組合が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

・志賀農業協同組合は、前記9（2）において提出した書類に加えて以下の書類を、志賀農業協同組合事務所（石川県羽咋郡志賀町末吉新保向1番地）に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- ①生産者に提出させた柿栽培履歴
- ②生産者に提出させたころ柿生産作業記録
- ③志賀農業協同組合が作成した生産管理工程点検票及び製造検査証明書（組合保存用）
- ④志賀農業協同組合が作成した出荷規格・最終製品及び地理的表示等の使用の確認作業記録

11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：